

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	令和6年度
計画主体	旭市

## 旭市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 旭市農水産課  
所在地 旭市二の2132番地  
電話番号 0479-74-3660  
FAX番号 0479-62-5385  
メールアドレス kiban@city.asahi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、キョン、ハクビシン、 タヌキ、アライグマ カラス類、ドバト、キジバト、ヒヨドリ、 ムクドリ、スズメ、カモ類
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	旭市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	メロン、トウモロコシ、イモ等	10a 587 千円
ニホンジカ	—	— —
キョン	—	— —
ハクビシン	露地野菜、果樹等	— —
タヌキ		
アライグマ		
カラス類	露地野菜(主にトウモロコシ)、資材、 水稻	271a 7,371 千円
ドバト	露地野菜(主にトウモロコシ)、資材	159a 5,671 千円
キジバト	露地野菜(主にトウモロコシ)、資材	
ヒヨドリ	露地野菜(主にトウモロコシ)	6a 123 千円
ムクドリ	露地野菜(主にトウモロコシ)	6a 123 千円
スズメ	露地野菜、水稻	21a 221 千円
カモ類	レンコン	— —

(2) 被害の傾向

<p>旭市においては、カラス等鳥類による農作物やビニールハウスの被害が大きく、市内ほぼ全域で年間を通して発生している。</p> <p>イノシシについては、H28年以降定着したとみられ、目撃情報や被害額が増加している。また行動範囲も拡大しており、人的被害の発生が懸念される。</p> <p>ハクビシン等の小型獣については、被害金額を計上するまでには至らなかったが、野菜や果樹の食害のほか住家侵入等生活被害が発生している。</p>
---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	0.1ha	587千円	0.1ha	300千円
ニホンジカ	—	—	—	—
キョン	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—
タヌキ				
アライグマ				
カラス類	2.7ha	7,371千円	2.0ha	5,460千円
ドバト	1.6ha	5,671千円	1.2ha	4,248千円
キジバト				
ヒヨドリ	0.1ha	123千円	0.1ha	100千円
ムクドリ	0.1ha	123千円	0.1ha	100千円
スズメ	0.2ha	221千円	0.1ha	150千円
カモ類	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>銚海猟友会に捕獲業務を委託し広報誌や防災無線での注意喚起を行った。また、わな猟免許新規取得者への補助金を創設し新規従事者の増加を図った。</p> <p>令和2年度 大型箱わな 19基                      令和3年度 大型箱わな 19基                      令和4年度 大型箱わな 19基</p>	<p>猟友会員の負担が大きい上、会員の減少ないし高齢化が進んでいるため、従事者の確保が今後の課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>防護柵設置事業補助金の交付</p> <p>防護柵設置状況</p> <p>令和3年度 2,700m                      令和4年度 2,700m</p>	<p>管理不足により、電気柵の効果を十全に発揮できていない場合がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>捕獲だけではなく、刈払い等の環境整備や侵入防止のための防護柵の設置を推進する。</p> <p>電気柵の設置をする方に向けて管理の重要性を理解してもらえよう、窓口での説明のほかに管理に関するチラシ等の作成を検討する。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

銚海猟友会による駆除・捕獲活動を継続的に実施していく。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カラス類・ドバト キジバト・ヒヨドリ ムクドリ・スズメ カモ類	・猟友会・農業者との被害状況等の情報共有の推進
	ハクビシン・タヌキ・アライグマ	・捕獲資材（箱わな）の貸出
	イノシシ・ニホンジカ ・キョン	・狩猟免許取得の推進 ・猟友会・農業者・地域住民との被害状況等の情報共有の推進

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方  
近年の捕獲実績、被害状況、目撃情報及び被害地域からの聞き取り等に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
キョン	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
タヌキ	1頭	1頭	1頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
カラス類	800羽	800羽	800羽
ドバト	100羽	100羽	100羽
キジバト	100羽	100羽	100羽
ヒヨドリ	20羽	20羽	20羽
ムクドリ	40羽	40羽	40羽
スズメ	100羽	100羽	100羽
カモ類	150羽	150羽	150羽

捕獲等の取組内容
<p>猟友会による有害鳥獣の捕獲を市内全域で実施する。</p> <p>カラス等鳥類は、銃器による捕獲を5月から3ヶ月程度実施する。追払い等の依頼があれば、猟友会と協議し対応する。</p> <p>イノシシは、猟友会の中で実働部隊を編成し、わなによる捕獲を通年で実施する。また捕獲を効率的に行うため、目撃情報のある地区周辺の痕跡や農作物の被害の調査を行う。耕作放棄地の刈払いや誘引物の除去などを呼びかけ、イノシシの生息域・活動域を縮小させる。ニホンジカ・キョンは、地域への定着及び生息域の拡大を防ぐため、確認でき次第、捕獲に努める。</p> <p>ハクビシン、タヌキ、アライグマは箱わなによる捕獲を通年で実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	<p>該当無し</p> <p>被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討していく。</p>

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和6年度～令和8年度
イノシシ・アライグマ・ハクビシン	<p>水稲やメロン、トウモロコシ、イモ等の農作物被害が発生していることから、補助事業により整備を推進する。</p>

(2) その他被害防止に関する取組

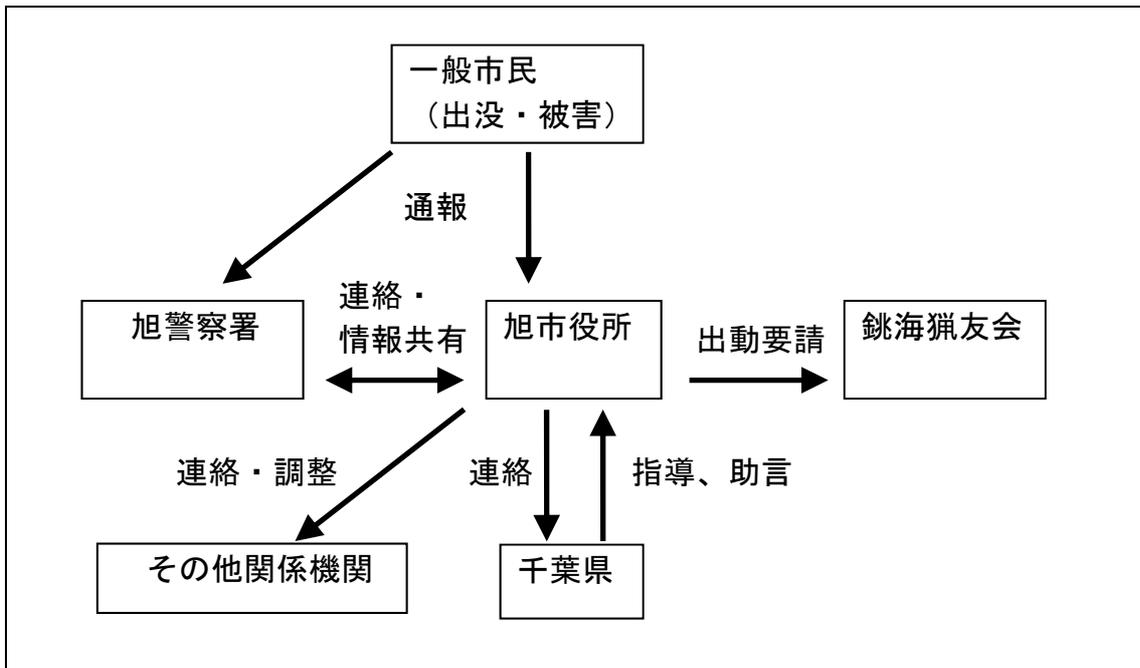
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	<p>イノシシ、ニホンジカ、キョン、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス類、ドバト、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、カモ類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみや農作物の収穫残渣の適切な管理</li> <li>・ 住民の有害鳥獣に関する知識向上対策</li> <li>・ 圃場周辺の刈払いや耕作放棄地の解消などの生息環境管理の取組を推進する。</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
旭市	県及び警察、銚海猟友会との連絡、情報収集をし、緊急時の対応を図る
旭警察署	住民の安全確保、緊急時の現場対応や市との連携を図る
銚海猟友会	捕獲、追払い作業や緊急時の現場対応を図る
千葉県	被害防止に関する指導、助言、その他必要に応じ市と連携した対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に捕獲現場周辺での埋却又は東総地区クリーンセンター（銚子市野尻町）での焼却によって処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

ジビエ加工施設が周辺になく捕獲頭数も少ないため、有効に利用することは困難である。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	旭市鳥獣被害防止対策協議会
--------	---------------

構成機関の名称	役割
旭市	被害防止計画の作成、協議会事務局
旭市農業委員会	被害状況等の情報提供
銚海猟友会（旭支部）	有害鳥獣の捕獲及び出没情報提供
ちばみどり農業協同組合	被害状況等の情報提供
千葉県農業共済組合（海匝支所）	被害状況等の情報提供
地域の代表者	被害状況及び出没情報提供

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
海匝農業事務所	被害防止に関する指導、助言及び情報提供
海匝地域振興事務所	被害防止に関する指導、助言等

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

組織の形成に向けての検討努力を進めていきたいと考えている。
-------------------------------

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—
---

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会及び農業事務所との連携を図る。 地域全体での被害防止に対する意識の向上。
--